

品川区技能功労表彰推薦事務取扱要綱

制定	昭和52年10月12日	区長決定	要綱第96号
改定	昭和61年4月1日	部長決定	要綱第46号
改定	平成6年5月13日	区長決定	要綱第38号
改定	平成11年5月12日	区長決定	要綱第74号
改定	平成13年3月30日	部長決定	要綱第78号
改定	平成21年4月1日	部長決定	要綱第78号
改定	平成27年3月30日	部長決定	要綱第375号
改定	平成29年3月28日	部長決定	要綱第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区表彰条例施行規則（昭和51年8月品川区規則第39号）第10条の規定に基づき、同規則第3条に定める技能功労の表彰に係る推薦基準等事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者の推薦基準)

第2条 表彰候補者は、区内の事業所に勤務し、または区内で事業を営み、次の各号に定める要件のすべてに該当する者とする。

- ① 区内に継続して10年以上居住していること。
- ② 現に技能者として別表に定める職種の業務に従事し、かつ、同一の職業の経験年数が30年以上であること。（指導も含む。）
- ③ 極めて優れた技能を有し、他の模範となっていること。
- ④ 各技能職団体、商店街（会）、産業協会、その他これに準ずる団体または個人（以下「推薦団体」という。）から推薦を受けていること。ただし、自薦は除くものとする。
- ⑤ この要綱に基づく表彰を受けていないこと。

2 議員および区職員等は、表彰候補者から除外する。

(年数等の基準日)

第3条 前条第1項第1号および第2号の年数等の基準日は、毎年10月1日とする。

(表彰候補者の推薦人数)

第4条 推薦団体からの推薦人数は、原則として一団体（個人）について1職種1人とする。

(推薦方法)

第5条 推薦団体は、第2条に該当する者を推薦するときは、所定の推薦書ほか業績に関する資料を添付のうえ、別に定める期日までに地域振興部長に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は昭和52年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は昭和61年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成6年5月13日から施行する。

付 則

この要綱は平成11年5月12日から施行する。

付 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

職 業 一 覧 表

部 門	職業分類	
	職 種	
I	1. 金属材料製造の職業	
	① 製銃工、製鋼工 ② 非鉄金属製錬工 ③ 鋳物工 ④ 鍛造工 ⑤ 金属熱処理工 ⑥ 圧延工 ⑦ 伸線工 ⑧ 金属材料製造検査工 ⑨ その他の金属材料製造の職業	
II	1. 金属加工の職業（Ⅲ部門及びⅣ部門に関係するものはその部門へ）	
	① 金属工作機械工 ② 金属プレス工 ③ 鉄工、びょう打工、製かん（缶）工 ④ 板金工 ⑤ めっき工 ⑥ 針金製品・針・ばね製造工 ⑦ 金属研ま工 ⑧ 金属手仕上工 ⑨ 金属彫刻工 ⑩ 金属製家具・建具製造工 ⑪ 金属製品製造工 ⑫ 金属加工・金属製品 検査工 ⑬ その他の金属加工の職業	
	2. 金属溶接・溶断の職業（Ⅲ部門及びⅣ部門に関係するものはその部門へ）	
	① 電気溶接工 ② ガス溶接工、ガス切断工	
	3. 一般機械器具組立・修理の職業（Ⅲ部門及びⅣ部門に関係するものはその部門へ）	
	① 原動機組立工 ② 金属加工機械組立工 ③ その他の一般機械器具組立工 ④ 一般機械器具修理工	
	4. 計器・光学機械器具組立・修理の職業（Ⅲ部門及びⅣ部門に関係するものはその部門へ）	
	① 時計組立工・修理工 ② 計器組立工・修理工 ③ 光学機械器具組立工・修理工 ④ レンズ研ま工・調整工 ⑤ その他の計器・光学機械器具組立・修理の職業	
	III	1. 電気機械器具組立・修理の職業（Ⅳ部門に関係するものはⅣ部門へ）
		① 発電機・電動機組立工・修理工 ② 配電・制御装置組立工・修理工 ③ 民生用電子・電気 機械器具組立工・修理工 ④ 電気通信機械器具組立工・修理工 ⑤ 電子応用機械器具組立工 ⑥ 半導体製品製造工 ⑦ 電球・電子管組立工 ⑧ 電子機器部品製造工 ⑨ 束線工 ⑩ 被覆電線製造工 ⑪ 乾電池・蓄電池製造工 ⑫ 電気機械器具検査工 ⑬ その他の電気 機械器具組立・修理の職業
2. 電気作業		
① 発電員、変電員 ② 送電線架線工 ③ 配電線架線工 ④ 通信線架線工 ⑤ 電信電 話機据付工・保守工 ⑥ 電気工事業者		
IV	1. 輸送用機械器具組立・修理の職業	
	① 自動車組立工 ② 自動車整備・修理・板金工 ③ 航空機組立工・整備工 ④ 鉄道車両 組立工・修理工 ⑤ 自転車組立工・修理工 ⑥ 船舶ぎ装工 ⑦ 輸送用機械器具検査工 ⑧ その他の輸送用機械器具組立・修理の職業	

部門	職業分類	
	職	種
V	1. 紡糸の職業	
	① 粗紡工、精紡工 ② 合糸工、ねん糸工、加工糸工 ③ 揚返工、かせ取工 ④ その他の紡糸の職業	
	2. 織布・同関連の職業	
	① 織機準備工 ② 織布工 ③ 漂白工・精練工 ④ 染色・仕上工 ⑤ 編物工・編立工 ⑥ フェルト・不織布製造工 ⑦ つな・なわ・ひも製造工 ⑧ あみ製造工 ⑨ その他の織布・同関連の職業	
V	3. 衣服・繊維製品製造の職業	
	① 婦人・子供服仕立職 ② 男子服仕立職 ③ 和服仕立・修理職 ④ 帽子製造工 ⑤ 裁断工 ⑥ ミシン縫製工 ⑦ 刺しゅう工 ⑧ その他の衣服・繊維製品製造の職業	
	1. 建設の職業	
	① 大工 ② 型わく工 ③ 鉄筋工 ④ とび工 ⑤ れんが積工、タイル張工、ブロック積工 ⑥ 屋根ふき工 ⑦ 左官 ⑧ 配管工、鉛工 ⑨ 畳工 ⑩ 熱絶縁工 ⑪ 内装仕上工 ⑫ 防水工 ⑬ 潜水作業員 ⑭ その他の建設の職業	
VI	2. 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	
	① 土木・舗装作業員 ② 鉄道線路工事作業員	
	3. 建設機械運転の職業	
	① 建設用機械運転工	
VII	4. 農業の職業	
	① 植木職、造園師（工）	
	1. 窯業製品製造の職業	
VII	① 窯業原料工 ② ガラス製品成形工 ③ ガラス製品加工工 ④ 陶磁器製造工 ⑤ 施ゆう工、ほうろうがけ工 ⑥ 窯業絵付工 ⑦ ファインセラミック製品製造工 ⑧ セメント製造工 ⑨ セメント製品製造工 ⑩ れんが・かわら類製造工 ⑪ 石灰・石灰製品製造工 ⑫ 七宝工 ⑬ 窯業製品検査工 ⑭ その他の窯業製品製造の職業	
	2. 採鉱・採石及びその他の採掘の職業	
	① 採鉱員 ② 採炭員 ③ 石切出作業員 ④ じゃり・砂・粘土採取作業員 ⑤ ダム・トンネル掘さく工 ⑥ さく井工、採油工、天然ガス採取工 ⑦ 支柱員 ⑧ 坑内運搬員 ⑨ 選鉱員、選炭員 ⑩ 他に分類されない採掘の職業	

部門	職業分類	
	職	種
VII	3. 土石製品製造の職業	
	① 石工 ② その他の土石製品製造の職業	
	4. 化学製品製造の職業	
	① 化学工 ② 石油精製工 ③ 化学繊維工 ④ 油脂加工工 ⑤ 医薬品・化粧品製造工 ⑥ その他の化学製品製造の職業	
	5. ゴム・プラスチック製品製造の職業	
① ゴム工 ② ゴム製品製造工 ③ タイヤ製造工・修理工 ④ プラスチック製品成形工 ⑤ プラスチック製品加工工 ⑥ ゴム・プラスチック製品検査工 ⑦ その他のゴム・プラスチック製品製造の職業		
VIII	1. 木・竹・草・つる製品製造の職業	
	① 製材工 ② チップ製造工 ③ 合板工 ④ 木工 ⑤ 木製家具・建具製造工 ⑥ 船大工 ⑦ 木製おけ・たる製造工 ⑧ 曲物製造工 ⑨ げた製造工 ⑩ 木彫工 ⑪ 竹細工工 ⑫ とう・き柳製品製造工 ⑬ 草・つる製品製造工 ⑭ 木・竹・草・つる製品検査工 ⑮ その他の木・竹・草・つる製品製造の職業	
	2. パルプ・紙・紙製品製造の職業	
	① パルプ工、紙料工 ② 紙機械すき工 ③ 紙手すき工 ④ 加工紙製造工 ⑤ 紙器製造工 ⑥ 紙製品製造工 ⑦ その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	
	3. 印刷・製本の職業	
	① 文字組版作業員 ② 製版作業員 ③ 印刷作業員 ④ 印刷物光沢加工作業員 ⑤ 製本作業員 ⑥ その他の印刷・製本の職業	
	4. かわ・かわ製品製造の職業	
	① 製革工 ② くつ製造工・修理工 ③ その他のかわ・かわ製品製造の職業	
	5. 飲料・たばこ製造の職業	
	① 製茶工 ② 酒類製造工 ③ 清涼飲料製造工 ④ たばこ製造工 ⑤ その他の飲料・たばこ製造の職業	
	6. 食品原料製造の職業	
① 製穀工、製粉工 ② 製糖工 ③ 味そ・しょう油製造工 ④ 動植物油脂製造工 ⑤ その他の食品原料製造の職業		

部門	職業分類	
	職	種
Ⅷ	7. 食料品製造の職業	
	① めん類製造工 ② パン・菓子製造工 ③ 豆腐・湯葉・こんにゃく・ふ製造工 ④ かん詰・びん詰食品製造工 ⑤ 乳・乳製品製造工 ⑥ 水産物加工工 ⑦ 肉製品製造工 ⑧ 野菜つけ物工 ⑨ その他の食料品製造の職業	
	8. 装身具等身の回り品製造の職業	
	① かばん・袋物製造工・修理工 ② がん具製造工 ③ 楽器製造工 ④ 模型・模造品製作工 ⑤ 和がさ・ちょうちん・うちわ製造工 ⑥ 洋がさ製造工 ⑦ ほうき・ブラシ製造工 ⑧ 漆器工 ⑨ 貴金属・宝石細工工 ⑩ 甲・角・貝・きば細工工 ⑪ 印判師 ⑫ その他の装身具等身の回り品製造の職業	
	9. 定置機関・機械運転の職業（他の部門に関係するものはその部門へ）	
	① 汽かん士 ② 起重機・巻上機運転工 ③ ポンプ・ブロワー・コンプレッサ運転工 ④ その他の定置機関・機械運転の職業	
	10. 生活衛生サービスの職業	
	① 理容師 ② 美容師・着付師 ③ クリーニング工 ④ 洗張工	
	11. 飲食物調理及び接客サービスの職業	
	① 調理人 ② バーテンダー ③ 給仕従事者	
	12. その他の技能工、生産工程の職業（他の部門に関係するものはその部門へ）	
	① 内張工 ② 表具師 ③ 塗装工 ④ 画工、広告美術工 ⑤ 映写技士 ⑥ 製図工、写図工 ⑦ 現図工 ⑧ 包装工 ⑨ 他に分類されない技能工、生産工程の職業	
	13. その他	
I～Ⅶ及びⅧの1～12に属さない技能的職業		

備考 本表に掲げる職種は、労働省編職業分類の小分類による職種に準じた例示であり、それぞれ職種の内容により関係する部門へ移行できること。